

**女性活躍推進法に基づく  
第2次特定事業主行動計画**

**令和4年1月**

**新 庄 村**

## 新庄村における女性職員の活躍の推進に関する第2次特定事業主行動計画

平成28年3月31日  
新庄村長  
新庄村議会議長  
新庄村教育委員会  
新庄村選挙管理委員会  
新庄村監査委員  
新庄村農業委員会

新庄村における女性職員の活躍の推進に関する第2次特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、新庄村長、新庄村議会議長、新庄村教育委員会、新庄村選挙管理委員会、新庄村監査委員、新庄村農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、村長部局、村議会事務局、村教育委員会、村選挙管理委員会事務局、村監査委員事務局、村農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、村長部局、村議会事務局、村教育委員会、村選挙管理委員会事務局、村監査委員事務局、村農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

○数値目標等

目標1. 令和8年度までに、制度が利用可能な男性職員の育児休業の取得割合を30%以上にする。

#### **4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期**

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、村長部局、村議会事務局、村教育委員会、村選挙管理委員会事務局、村監査委員事務局、村農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

##### **《目標1に対する取組内容》**

令和4年度より、育児・子育て中及び、出産を控えている全ての男女に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児・子育て参加のための休暇等）の活用促進に努める。